

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浅口市財務規則(平成18年浅口市規則第47号)第99条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月27日

浅口市長 栗 山 康 彦

1 入札の方法

この一般競争入札は、浅口市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱(平成29年浅口市告示45号)及び浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号)の規定による入札方法で執行する。

2 入札に付する事項等

入 札 付 事 項	入 札 番 号	24011
	年 度	令和6年度
	工 事 名 称	浅口市健康福祉センター1階低層棟改修工事
	工 事 場 所	浅口市鴨方町鴨方 地内
	工 期	165日
	工 事 概 要	建築工事 ・低層棟内装・建具改修 715.40 m ² ・駐車場(南面)改修 1式 ・照明器具LED化 1式 ・非常用発電機更新 1基 ・空調設備改修 1式 上記に伴う電気設備・機械設備 1式
	予 定 価 格	¥394,540,000円 (税抜)
	施 行 担 当 課	建設課
	最 低 制 限 価 格 の 設 定	設定有 (基準率) 0.92
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		要 (請負金額の10%以上)
前 払 金		有 (請負金額の40%以内)
中 間 前 払 金		有 (前金払に追加し請負金額の20%以内)
部 分 払		有
建 設 リ サ イ ク ル 法 対 象 工 事		対象

3 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす「特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)」とする。

共同企業体結成に必要な資格	ア 結成方法 共同企業体の構成員は2者とし、任意かつ自主的に結成するものとする。 イ 出資比率 各構成員の出資比率が30%以上であること。また、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。 ウ 結成に係る制限 共同企業体を結成した構成員は、本件工事において他の共同企業体の構成員となることができない。 エ 組合せ 構成員の組合せは、以下に掲げる代表構成員の資格要件を満たす者と、第2構成員の資格要件を満たす者の組合せとする。ただし、代表構成員の資格要件を満たす者同士の組み合わせは認めない。
---------------	--

① 代表構成員の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

登 録 業 種	浅口市建設工事競争入札参加資格及び審査等に関する要綱(平成19年浅口市告示第66号。以下「要綱」という。)に基づく建築一式工事における令和6年度の入札参加資格を有している者であること。
地 域 要 件	営業所の所在地が、次の要件を満たすこと。 岡山県内に主たる営業所を有する者 ※ 主たる営業所とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。
建 設 業 の 許 可	契約締結先となる営業所等が、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る)を受けていること。
総 合 値 の 点 数	令和6年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている「建築一式工事」の総合評定値(要綱第6条の規定による総合評定値)が次のとおりであること。 ・ 1,050点以上の者(特A)
施 工 実 績 等	平成21年度以降に元請人として、日本国内において、次のいずれかの工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。 ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、1棟(廊下(開放廊下は除く。))でつながっているものは1棟とみなす。)の延べ面積(増築又は改築工事にあつては、当該部分の面積)が180 m²以上の新築、増築又は改築工事 イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、1棟(廊下(開放廊下は除く。))でつながっているものは1棟とみなす。)の延べ面積が360 m²以上の大規模改修工事(外装及び内装工事を含むもの。) ※ 施工実績には、CORINSの写し及び図面の写し(配置図、各階平面図及び面積表等)等確認できる書類を添付すること。 ※ 民間工事の場合は、当該工事の請負契約書の写し及び経営事項審査の際提出する工事経歴書の写し等、上記ア又はイに定める施工実績が確認できる書類(配置図、各階平面図及び面積表等)を添付すること。

配 置 予 定 技 術 者	当該工事に監理技術者(建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者)を法に基づき専任で配置できること。なお、配置予定の監理技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札(開札)日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
そ の 他 の 要 件	「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」1入札参加資格(6)については、次のとおり読替えて適用する。 (6)税に関すること。 契約締結先となる営業所等の所在地の法人の県民税及び事業税を完納していること。

② 第2構成員の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

登 録 業 種	浅口市建設工事競争入札参加資格及び審査等に関する要綱(平成19年浅口市告示第66号。以下「要綱」という。)に基づく建築一式工事における令和6年度の入札参加資格を有している者であること。
地 域 要 件	営業所の所在地が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 浅口市内に主たる営業所を有し、浅口市指名競争入札参加者の選定に係る市内及び準市内業者の取扱要綱(平成22年浅口市告示第65号)に基づく、市内業者としての取扱いを受けている者 イ 笠岡市、井原市、里庄町若しくは矢掛町に主たる営業所を有する者 ※ 主たる営業所とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。
建 設 業 の 許 可	契約締結先となる営業所等が、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可(建築工事業に係るものに限る)を受けていること。
総 合 値 の 点 数	令和6年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている「建築一式工事」の総合評定値(要綱第6条の規定による総合評定値)が次のとおりであること。 ア 地域要件アの場合は、600点以上～1,050点未満の者(A、BおよびC) イ 地域要件イの場合は、800点以上～1,050点未満の者(A)
施 工 実 績 等	令和6年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている建築一式工事の平均完成工事高があること(0円でないこと)。
配 置 予 定 技 術 者	当該工事に主任技術者を法に基づき専任で配置できること。なお、配置予定の主任技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札(開札)日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
そ の 他 の 要 件	「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」1入札参加資格(6)については、次のとおり読替えて適用する。 (6)税に関すること。 ① 地域要件アの場合は、市税を完納していること。 ② 地域要件イの場合は、法人の県民税及び事業税を完納していること。

4 共同企業体結成の申請手続

共同企業体を結成して入札参加を希望する者は、あらかじめ次の申請書類を持参又は郵送(郵送の場合は必着とし、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法とすること)として申請してください。

申 請 手 続	ア 申請先 〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地 浅口市役所企画財政部財政課 イ 申請期間 令和6年12月27日(金)から令和7年1月17日(金)までの閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) ウ 提出書類 (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書 (イ) 特定建設工事共同企業体協定書(写し可) (ウ) 代表構成員及び第2構成員の税の完納証明書(それぞれの地域要件に該当するもの。発行日から3か月以内のもの。写し可)
---------	--

5 入札参加表明

入札参加希望者は、「4 共同企業体結成の申請手続」終了後、岡山県電子入札共同利用システムから代表構成員の電子入札用ICカードを使用して、下記で示す期間内に入札参加表明を行ってください。入札参加表明は、入札における必須要件となっていますのでご注意ください。

6 入札手続等

設計図書のダウンロード期間	令和06年12月27日 09:00 から 令和07年01月24日 17:00 までの間
設計図書に対する質問 送付先及び締切日時	(送付先) 建設課 TEL 0865-44-9036 FAX 0865-44-9477 (締切日時) 令和07年01月21日 17:00
入札参加表明受付期間	令和06年12月27日 09:00 令和07年01月24日 17:00
入札受付期間	令和07年01月27日 08:30 令和07年01月30日 17:00
開札執行の日時及び場所	令和07年01月31日 09:30 浅口市役所本庁舎2階財政課
工事費内訳書提出の義務付	有
参加資格確認申請書類	提出を求められた日の翌日から起算して2日(浅口市の休日を定める条例(平成18年浅口市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に、次の書類に添付書類を添えて提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

7 その他

そ の 他 注 意 事 項	(1)この公告に定めるもののほか入札参加に関し必要な事項は、「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」に定めるものとし、市ホームページに掲載するものとする。 掲載するホームページアドレス (https://www.city.asakuchi.lg.jp/uploaded/attachment/2400.pdf) (2)設計図書等に関する質問がある場合は、電子入札システムへの登録又は所定様式「設計図書等に対する質問・回答書」(市HPのオンラインサービス>申請書ダウンロードから電子データ入手できます。)に記入の上、施行担当課宛にFAXにより送付してください。また、確認のため、質問を登録又は送付した後に、電話にて質問した旨をご連絡ください。 (3)落札者は、令和7年2月6日(木)までに、仮契約書を提出すること。 (4)当該工事の契約の締結に当たっては、浅口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年浅口市条例第46号)第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者の決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、落札者の決定から議会の議決を経るまでの間に、浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成19年浅口市告示第65号)に基づく指名停止等の措置を受けたとき、浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成18年浅口市告示第101号)に基づく指名除外の措置を受けたとき、法第28条第3項若しくは第5項の規定による浅口市を含む区域内における営業の停止命令(業種は問わない。)を受けたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき(更生手続開始の決定を受けているときを除く。)若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき(再生手続開始の決定を受けているときを除く。)又は本件入札に関し浅口市談合情報対応マニュアル(平成20年制定)に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。なお、このことにより仮契約の相手方に損害が生じても、浅口市は一切の責任を負わない。
契 約 条 項 を 示 す 場 所 及 び 問 い 合 わ せ 先	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市企画財政部財政課 TEL 0865-44-9004 FAX 0865-44-5771